亀山市市民活動応援制度

市民活動応援制度の検証に関する検討結果報告書 (市民活動応援制度 10年目を迎えて) (概要版)

亀山市市民活動応援制度審査検証委員会

目 次

1. まえがき		1
2. 亀山市市民活動応援制度の概要		1
市民活動応援制度のしくみ		2
3. 運用の結果および分析		3
(平成25年10月から令和5年12月)		
(1) 市から地域まちづくり協議会への交付について		
(2) 地域まちづくり協議会の配付・使用について		
(3)市民の使用について(4) ※名目 (4日) (4日) (4日) (4日) (4日) (4日) (4日) (4日)		
(4)登録団体間の使用について		
(5)団体登録および登録団体からの応援金交付申請について		
4. 制度改正		6
5. 意向調査 (アンケート)		6
(1) 地域まちづくり協議会		
(2)登録団体		
6. 成果		6
(1) 応援券の市民活用状況		
(2) 市民活動団体への応援交付金の交付状況		
(3) 市民活動の活性化		
(4) 新たなつながりや寄附文化の醸成		
(5)活力ある地域社会の実現への寄与		
7. 課題と今後の検証		9
8. 今後に向けての提言	1	. 0

1. まえがき

亀山市の第2次総合計画の中でまちづくりの基本方針として「市民力・地域力が輝くまちづくり」と掲げています。亀山市のまちづくりを推進していくためには、多様化する市民ニーズに対応するため、きめ細かな分野において専門性を持つ市民活動団体との協働により、地域課題に取り組んでいくことが重要です。

市民活動団体を応援できる制度づくりのため、市民活動応援制度検討委員会要綱を定め、平成24年 2月には、検討委員会を立ち上げ10回の検討委員会を開催して協議を重ねました。

平成25年2月に市長へ最終報告を行い、地区コミュニティ(後に地域まちづくり協議会)や自治会への説明会を進めながら、平成25年5月10日に亀山市市民活動応援交付金交付要綱を定め、その後準備段階を経て10月からの市民活動応援券交付となり、本制度はスタートしました。

この制度の運用にあたっては、地域や市民が市民活動を応援できるしくみが効果的に働いているか、 市民活動応援券(以下:応援券)が上手く流通しているか等を、市が設置する審査検証委員会で検証し、 課題等が発生した場合の改善等を検討することとしてきました。

本報告書は、平成25年の制度創設から令和5年度までの10年間の節目として、市民活動応援制度の運用状況及び市民活動団体の登録状況、さらに本制度に対する地域まちづくり協議会などの意識の変化をまとめた検証結果を、令和6年2月に審査検証委員会から市へ報告したものを、市民の皆様へ報告するために、「本編」から資料も含め、主要部分を抜粋し、「概要版」としてまとめました。

2. 亀山市市民活動応援制度の概要

●めざしてきたもの

市民活動応援制度は、他市に例をみない市民参加型の新しい市民活動を応援する制度です。

この制度は、市内で、健康、福祉、環境、教育、文化、スポーツ、防災、子育て、コミュニケーションなどさまざまな分野で社会貢献的な活動をしている市民活動団体を、市民が応援券を活用して応援する制度です。市が発行する応援券を市民が活用することを通じて、市民活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現と「地域まちづくり協議会と市民活動団体」、「市民活動団体と市民」、「市民と市民」との間で、応援やお礼として応援券を使用し、新たなつながりや寄附文化の醸成をめざしてきました。

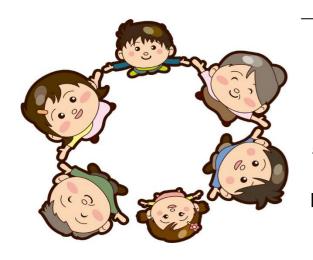
●制度のしくみ

本制度は、市が応援券を地域まちづくり協議会に交付し、地域まちづくり協議会はサービス提供への お礼として、または市民を通じて、市民活動応援制度に登録した市民活動団体(以下:登録団体)に、直 接または間接的に寄附として手渡すしくみです。

登録団体は、取得した応援券の枚数に応じて、市民活動応援交付金(以下:応援交付金)を市から交付され、今後の活動資金を得ることができます。

市民は応援券を換金することはできませんが、登録団体に寄附したり、事業又はサービス提供のお礼として使用したりすることで、登録団体を応援することができます。

詳しくは、2ページの図説を参照してください。



市民活動応援制度

市民活動応援制度は、「市民力・地域力が輝くまちづくり」 を進めるための市民参加型の制度です。

みんなで、亀山市のまちづくりにがんばっている市民活動 団体を、「応援券」で応援しましょう!!

この制度は、健康、福祉、環境、教育、文化、スポーツ、防災、子育て、コミュニケーションなど、さま ざまな分野で社会貢献的な活動をしている市民活動団体を、市民の皆さんが応援券を活用して応援する制度 です。

市に登録した市民活動団体(登録団体)は、取得した応援券の枚数に応じて「応援交付金」が市から交付 され、今後の活動資金を得ることができます。

市民の皆さんは、応援券をお金(応援交付金)に換えることはできませんが、普段の生活の中で、市民同 士のちょっとした親切や心遣いに対するお礼の気持ちとして使用したり、あげたり、もらったりすることも できます。

また、市に登録した市民活動団体(登録団体)へ事業又はサービスを提供してもらったお礼として使用し たり寄附することもできます。

② 地域まちづくり協議会から市民に、 「応援券」を配付します

地域まちづくり協議会は、市民に配付できる事 業を、必ず、1事業(従来の事業でも可)以上 実施し、参加した市民に、「応援券」を配付しま

市民に配付する事業は、地域まちづくり協議会 が決定します。



地域まちづくり 協議会

100 (00

地域まちづくり協議会は、市へ「応援券」 の交付申請書を提出します。

「応援券」を交付(発行)します

① 市が地域まちづくり協議会に、

市は提出された交付申請により「応援券」 を交付(発行)します。



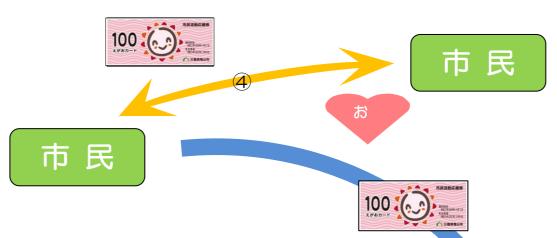


応援券とは…

発行主体は亀山市で、登録団体を応援するため に市内のみで使用できる「券」のことです。

発行する券は、1種類で、100えがおカードの みです。市民は、応援券をお金(応援交付金)に換 えることはできません。





③地域まちづくり協議会が登録団体に、事業または サービスを依頼します

地域まちづくり協議会は、登録団体(市に団体登録申請が必 要)に催しもの等の事業又はサービスを依頼する場合、事業 又はサービスを提供してもらったお礼として「応援券」が使 用できます。



⑧市が登録団体に応援交付金を 交付します

登録団体から市へ提出された応援交付 金の交付申請により、市が登録団体に応 援交付金を交付します。



4 市民同士で、お礼などに使用できます

市民が手にした「応援券」は、普段の生活の中で、市民同士の ちょっとした親切や心遣いに対するお礼の気持ちとして使用 したり、あげたり、もらったりすることもできます。

⑤ 市民から市民活動団体(登録団体)へ、お礼や 寄附として使用できます

市民が手にした「応援券」は、登録団体に事業又はサービ スを提供してもらったお礼として使用することができま

また、登録団体へ寄附することもできます。

寄附方法1. 直接、登録団体へ寄附する

寄附方法2. 寄附ボックス(常設場所:市民協働センター 「みらい」)や寄附ボードに投函する

⑥ 市民活動団体同士で、お礼や寄附として使用 できます



市民活動団体



市民活動団体

登録団体が「応援券」を取得できる方法

・地域まちづくり協議会へ事業又はサービスを提供

- 市民に直接、事業又はサービスを提供する
- 市民から寄附してもらう
- 登録団体から寄附やお礼として受け取る

⑦ 登録団体は、取得した「応援券」で応援交付金 の交付申請をします

登録団体は、100 えがおカードを 100 円の交付金として 交付申請します。

(交付額:上限30万円)



応援交付金

100 (

3. 運用の結果および分析(平成25年10月から令和5年12月)

(1) 市から地域まちづくり協議会への交付について (P2 図 ①参照)

市から地域まちづくり協議会への応援券交付枚数は、発行年度の前年度の10月1日(令和元年度以前は1月1日)現在における地域まちづくり協議会ごとの人口に、基本枚数の300枚を加算したものです。

平成25年度10月から令和4年度3月までの配付総枚数は、下表のとおりです。

(2) 地域まちづくり協議会の配付・使用について (P2 図 ②③参照)

地域まちづくり協議会の10年間の使用枚数は、市からの総配付枚数の約6割となっています。 配付枚数の多い地域まちづくり協議会ほど、使用に苦慮する傾向ですが、3年ほど前より改善傾向

にあります。しかしながら、全体的に見て、地域まちづくり協議会間の使用率の差があるため、引き 続き、その地域に合った市民活動応援券を活用した事業提案をしていくことが重要です。

また、令和3年に要綱改正したことによって、地域まちづくり協議会で年度末に使用されずに返却される応援券を年度内に返却し、使用したい地域まちづくり協議会に追加交付して再活用することで、使用率の向上がみられました。

平成25年度10月から令和4年度3月までの地域まちづくり協議会の使用総枚数は、下表のとおりです。

【応援券の配付枚数・使用枚数・使用率】

配付年度	まち協への 交付枚数	まち協への 交付枚数	応扱 まち協で <i>の</i>	受券)使用枚数	使用枚数	使用率 当初ベース	使用率確定ベース
	当初配付数	確定配付数	市民	登録団体	百亩	自物ベース	唯たベース
H25 · 26	57,255	_	17,512	11,592	29,104	50.8%	_
H27	57,543	_	22,640	14,632	37,272	64.8%	_
H28	56,390	_	21,070	18,575	39,645	70.3%	_
H29	56,309	_	18,269	21,881	40,150	71.3%	_
H30	56,535	_	20,257	23,939	44,196	78.2%	_
R1	56,242	_	17,346	25,973	43,319	77.0%	_
R2	56,323	_	10,365	8,044	18,409	32.7%	_
R3	56,174	54,217	16,993	8,727	25,720	45.8%	47.4%
R4	56,028	55,266	17,610	19,642	37,252	66.5%	67.4%
合 計	508,799	-	162,062	153,005	315,067	61.9%	_

※R3 配付分から、改正後の要綱が適用され、応援券が必要な地域まちづくり協議会に再配付できるようになった。

※使用率当初ベース=使用枚数合計:まち協への交付枚数当初配付数×100

※使用率確定ベース=使用枚数合計÷まち協への交付枚数確定配付数×100

●市民への配付状況

応援券の市民への配付は、地域まちづくり協議会から、配付のお知らせがあった行事等に地域市民が参加した時に配付され、応援券の配付を受けた市民は、応援したい登録団体への寄附や、お礼として使用することができます。

地域まちづくり協議会が応援券を市民に配付した割合は、総使用枚数に対して約5割となっています。

●登録団体への使用状況

地域まちづくり協議会は、登録団体に対し、サービスの提供を依頼し、そのお礼として応援券を使用することができます。地域まちづくり協議会が応援券を登録団体へのお礼として使用した割合は、 総使用枚数に対して約5割となっており、市民配付と同じ割合となっています。

当初は使用率向上のため、市民配付が多い傾向でしたが、やみくもに応援券を配付するのではなく、 登録団体にサービスの提供を依頼し、地域住民との触れ合いを重視する傾向が強まりました。

(3) 市民の使用について (P2 図 ④⑤参照)

●市民から市民へ

市民は、手にした応援券を、普段の生活の中で市民同士の親切や心遣いに対するお礼として使用することができます。

しかし、市民間での使用の実態を把握することは難しく、数字としての使用実績は確定できませんが、応援券の裏面に記載する「応援券を受け取った時の日付」の回数欄を確認すると、ある程度の実態を把握することができ、市民間の使用の可能性が高い3回目から5回目の欄に日付の記載されている応援券の枚数を見ると、全体の1割以下となっています。(下記※参照)

このことから、市民間での応援券の流通は、ほとんどなかったことが推測されます。

※平成 27 年度/2.7%、平成 28 年度/0.9%、平成 29 年度/0.5%、平成 30 年度/1.2%、令和元年度/3.3%、令和 2 年度/7.1%、令和 3 年度/4.6%、令和 4 年度/6.5%

●市民から登録団体へ

市民は、手にした応援券を登録団体からサービスの提供を受けたお礼として、また登録団体へ直接、 または、寄附ボードや寄附ボックスを経由して寄附することができます。

市民が、自治会やサロン等で応援券を使用することを目的に、一定枚数の応援券を集めて、登録団体へサービスの提供を依頼するという使用は、令和元年の1,061枚を最高に、他の年度は1,000枚以下にとどまっており、大多数の応援券はお礼として使用されずに、登録団体に寄附されていることから、市民が直接、登録団体と交流を深めることには至っていません。

●使用されない応援券について

地域まちづくり協議会が使用した応援券の内、毎年 10%弱が換金されずに所在不明となっており、 換金できる登録団体において紛失したとは考えにくいため、地域まちづくり協議会から市民個人への 配布後、使用方法がわからずに、どこかに紛れてしまったものと考えられます。

(4) 登録団体間の使用について(P2 図 ⑥参照)

●登録団体から登録団体へ

登録団体は、手にした応援券を、他の応援したい登録団体に寄附したり、他の登録団体に対するお礼として使用したりすることができます。

他の登録団体に寄附として使用する応援券は、応援券の交付金の上限である 3,000 枚を超えた登録 団体によるものです。また、他の登録団体にサービスを依頼してお礼として使用する応援券は、全体 の 1%未満に過ぎず、登録団体間での応援券の流通もほぼ行われていません。

(5) 団体登録および登録団体からの応援金交付申請について (P2 図 7/8)参照)

●団体の登録状況

コロナ禍は一時的に登録する団体が減少しましたが、ほぼ毎年増加傾向にあります。

このことから、応援交付金による財政支援や、活躍する場の提供につながる本制度は、市民活動団体において、一定の価値を認めていることがうかがえます。

【登録団体数】

登録年度	交付年度	登録団体数
H25 · 26	H27	57
H27	H28	52
H28	H29	57
H29	H30	68
H30	R1	71
R1	R2	74
R2	R3	77
R3	R4	81※
R4	R5	76
R5	R6	80

※登録年度末の団体数は79団体(年度途中で2団体活動中止のため)

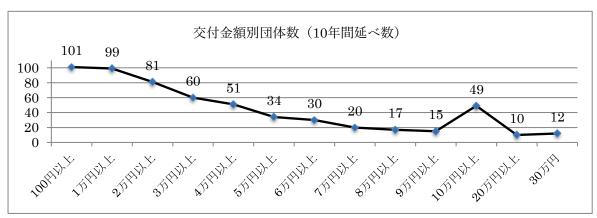
●市民活動応援交付金

応援交付金は、登録団体からの交付申請に基づき、市から登録団体に交付され、その後の活動資金 として使用することができます。

応援交付金の交付総額や1団体当たりの交付額はコロナ禍を除き増加しており、交付金を取得できない登録団体は現在までありません。(事情により応援交付金を取得できない登録団体を除く)

応援交付金は、10年間で、総額 29,161,000 円、延べ 579 団体の活動資金として活用され、1団体 当たり、平均 50,364 円 (1年間)の活動費を取得できたことになります。

換金された応援券の取得経路を年度ごとに確認すると、地域まちづくり協議会からのサービスの依頼によるものが50~70%を占め、次いで、地域まちづくり協議会がイベントの際に設置する寄附ボックス/寄附ボードによるものが20~45%、市民が入手した応援券をサービスのお礼として再利用したり、登録団体同士で、サービス提供のお礼に使用したり、寄附をするなどのケースは、常に10%未満であり、個人の活用が広がっていないことを示す結果となりました。



4. 制度改正

平成26年度からの審査検証委員会で検証を重ね、使用されない応援券の有効活用方法として「使用しない応援券を使用したい地域まちづくり協議会で使用する」という改正案を決定しました。

その改正案を基に、令和3年4月施行の要綱改正を行い、地域まちづくり協議会は、交付された応援 券の一部が使用できそうにない場合、年度途中で応援券を返却し、返却された応援券は、使用したい地 域まちづくり協議会に追加交付することができるようになりました。

制度改正の初年度は、新型コロナウイルスの影響で実績はありませんでしたが、令和4年度は、1,762 枚の返却に対し、1,000 枚の追加交付、令和5年度は、1,100 枚の返却に対し、1,100 枚の追加交付を実施した結果、応援券の使用率が向上しました。

5. 意向調査(アンケート)

調査内容については、本制度が第2次総合計画のまちづくりの基本方針である「市民力・地域力が輝くまちづくり」の中に位置付けられていることから、「市民力や地域力の活性化に関する事項」や、「応援制度を通じてつながりが出来たのか」、「応援制度の継続を必要としているか」などの質問内容となっており、地域まちづくり協議会と登録団体に回答をお願いしています。

平成30年度から時系列的な比較ができるように、あまり内容を変更せずに実施しています。なお、令和3年度においては、通常の意向調査と併せて、コロナ禍での活動状況の質問項目を追加して実施しました。

(1) 地域まちづくり協議会

地域まちづくり協議会からの意向調査で、注意すべきは、制度に否定的な回答をしている地域まちづくり協議会の応援券使用率が、必ずしも低くなく、制度に否定的でも、100%の使用をしている地区もあり、制度に理解がないことが、応援券の使用率が低い理由とは限らないようです。

また、年度によって、前年度とは逆の意見で回答する地区もあり、その時の回答者の主観が地域ま ちづくり協議会全体の意見として回答されている場合も散見されます。

いずれにしても、本制度は今後も必要であると回答する地域まちづくり協議会が大多数であるため、意向調査の内容を検証しながら、引き続き、より良い制度を目指す必要があります。

(2) 登録団体

登録団体からの意向調査で目立つのは、会員の高齢化や新規会員の減少が問題となっている点です。 応援交付金が少額であることを理由に、当制度の必要性を否定する団体はなく、反対に地域まちづ くり協議会などからのサービスの提供依頼がないにもかかわらず、応援交付金が得られることはあり がたいとの意見もあることから、本制度に一定の信頼があると推測できます。

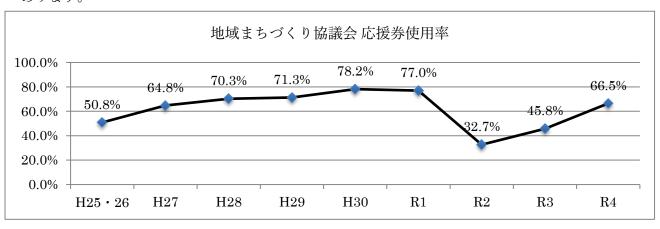
6. 成果

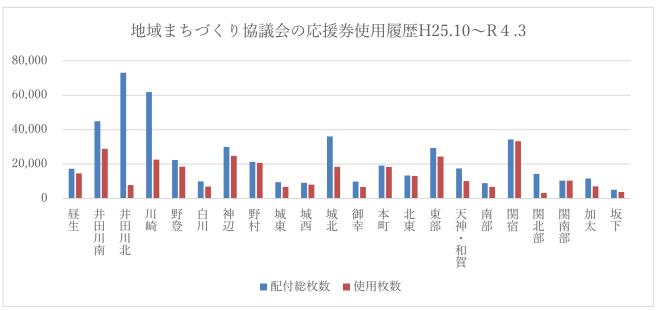
亀山市市民活動応援制度の目的には、(1)「応援券の市民活用」(2)「市民活動団体への応援交付金」(3)「市民活動の活性化」(4)「新たなつながりや寄附文化の醸成」(5)「活力ある地域社会の実現への寄与」が掲げられており、これらの目的の達成度合いを成果として報告します。

(1) 応援券の市民活用状況

本制度を開始してから10年間、市から交付した応援券の地域まちづくり協議会の使用については、508,799枚の総配付枚数に対して使用枚数は、315,067枚、61.9%でした。この間において、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で地域活動が縮小・中止となり、特に令和2年度においては、地域まちづくり協議会の使用率が32.7%と過去最低を記録しました。

現在は地域活動が回復傾向にあることで、地域まちづくり協議会の使用率もコロナ禍前に戻りつつあります。





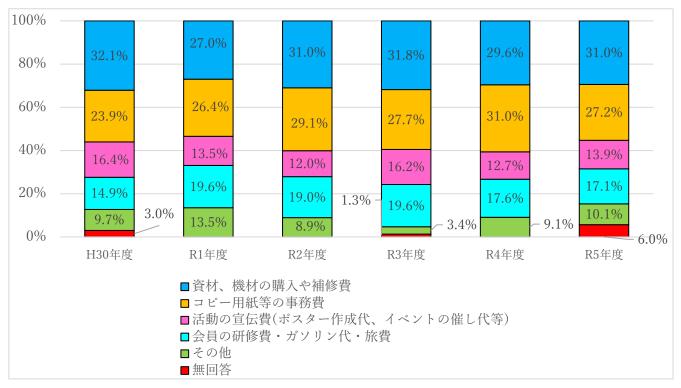
地域まちづくり協議会は、過去数年間の意向調査(アンケート)で「本制度は今後も必要か」の問いに、22 地区中 19~21 地区が必要と回答していること、またご意見欄に「これまで現金で依頼していた市民活動団体に応援券で依頼でき、経費削減につながる」などの記述もあることから、応援券を活用した事業を実施することで、登録団体のサービスの提供を受けることができ、その結果、事業内容の拡大・充実に結び付くとともに、経費負担を軽減する効果があったと思われます。

市民は、地域まちづくり協議会が実施する事業で配付された応援券を、イベント等で設置されている寄附ボードを活用して寄附することが多数であることから、市民自身が応援券を寄附して登録団体を応援するという流れは理解されつつあります。

(2) 市民活動団体への応援交付金の交付状況

市民活動応援制度に登録した市民活動団体は、10年間で延べ613団体で、そのうち、市の応援交付金を取得した団体は579団体(94.5%)。解散や辞退等の特別な場合を除き、応援券を得た、ほぼ全ての登録団体が応援交付金を取得することができました。また、地域まちづくり協議会が市民に配付した応援券を市民が、寄附ボックスなどを活用して、直接的に寄附することで、多様な活動を行う登録団体が応援交付金を得ることができています。次の表は応援交付金の使い道のアンケート結果をまとめたものです。

交付金の活用使途は、団体の備品等の購入や事務費が半数以上を占めていることから、登録団体の活動資金として上手く交付金が活用されていることがうかがえます。



(3) 市民活動の活性化

登録団体は、過去数年の意向調査(アンケート)で本制度が創設されてどのようなメリットがあるかという問いに対して、6年間の平均で「自分たちの活動を多くの人に知ってもらうことができた」が19.5%、「活動費が増えた」が18.9%、「地域まちづくり協議会とのつながりができた」が15.9%、「活動の発表の場が増えた」が12.7%、「やりがいができた」が10.9%との回答が上位を占めています。登録団体が、地域まちづくり協議会とつながることで、発表や活躍の場が増加して、活動による満足感や達成感が得られるとともに、市民に対して団体の存在や活動内容をアピールすることができ、活動の意欲の向上にもつながっています。

また、登録団体への意向調査(アンケート)から、自分たちの活動が社会貢献的な活動をしていると考えている登録団体が90%以上であることや、今までより地域まちづくり協議会や市民とのつながりができたと感じている登録団体もコロナ禍を除き、80%以上を占め、地域まちづくり協議会への意向調査(アンケート)によれば、本制度で市民活動が活発になったかの問いに「思う、どちらかといえば思う」と回答した地域まちづくり協議会は、22 地区中 14~16 地区で推移しており、多くの地域まちづくり協議会が、市民活動は活発になったと考えていることから、本制度がめざしてきた市民活動

の活性化が、進んできているものと考えられます。

(4) 新たなつながりや寄附文化の醸成

地域まちづくり協議会への意向調査(アンケート)によれば、本制度により市民活動団体と今までよりつながりができたと思うかの問いに「思う、どちらかといえば思う」と回答した地域まちづくり協議会は、22 地区中 17~20 地区で推移しており、ほとんどの地域まちづくり協議会が、市民活動団体とつながりができたと考えていることがわかります。

一方で登録団体への意向調査(アンケート)によれば、本制度により地域まちづくり協議会と今までよりつながりができたと思うかの問いに「思う、どちらかといえば思う」と回答した登録団体は、平成30年度から令和5年度の平均が78%で推移しており、およそ8割の登録団体が、地域まちづくり協議会とつながりができたと考えていることがわかりました。

(5) 活力ある地域社会の実現への寄与

コロナ禍の影響を除けば、制度の趣旨が年々浸透し、応援券の使用率も向上しており、市民自身が 応援券を寄附して登録団体を応援するという流れや地域まちづくり協議会がサービスの提供を依頼す ることによる登録団体への支援の促進が図られています。

また、解散や辞退等の特別な場合を除き、応援券を得た、ほぼ全ての登録団体が、応援交付金を取得して活動に活かされるとともに、多様な活動を行う人達で構成された市民活動団体の登録も増加傾向にあり、市民や地域まちづくり協議会との新たなつながりが生まれたことで、社会貢献的な活動に対するやりがいを感じている登録団体も多数あります。

以上のことから、市民活動の活性化を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与するという 本制度の目的について、一定の成果が表れていると考えられます。

7. 課題と今後の検証

この制度は、登録団体を応援する制度であり、最終的に応援券は、登録団体へ寄附することになる ため、市民自身が応援券を手にすることの利得が感じられていません。市民が本制度を活用すること による付加価値(メリット)を検討し、使用方法も含め議論が必要です。

登録団体においては、サービスの提供内容によって、得られる応援交付金に差が発生していることから、全ての登録団体への支援となっているのかが課題です。また、地域まちづくり協議会へ PR する団体は少ないため、市から登録団体を紹介するような機会や登録団体同士が交流を図ることができるような機会をつくることが大切です。

令和3年度に、使用率の向上を図る目的で、年度内で使用されない応援券を地域まちづくり協議会間で再分配を行うことができるよう制度改正を行いましたが、一部の地域まちづくり協議会では、事業が確定していないことを理由に年度途中での返納に消極的で、運用に課題が残ります。地域まちづくり協議会への応援券の配分方法も課題の一つとしつつ、今後も引き続き運用を検証し、更なる使用率の向上を図ることが重要です。

審査検証委員会での今後の検証

●市民活動応援制度 PR イベントの実施と内容について

これまで青少年研修センターでの市民活動総合イベント、関文化交流センターでの地域まちづくり

協議会向けの勉強会を実施しましたが、それ以来 PR イベントは実施していないことから、改めて情報交換の場を持つことが望ましいと思われます。

●依頼のない登録団体について

地域まちづくり協議会などから全く依頼のない登録団体について、依頼がないからという理由で登録を抹消されることはありません。一方、登録しておくだけで、依頼がなくても寄附ボード等を介し、一定の交付金を受けることが可能となっています。

依頼がないことについては「登録団体の PR 不足」などの一言では片付けられない問題でもあり、 また本来の意味での応援になっているのかという意見もあることから、検証の必要があります。

●応援券を手にした市民の利得(メリット)について

市民は、応援券を使用して登録団体からサービスの提供を受けることが、市民の利得(メリット)でありますが、その活用はほとんどされていないことが現状です。市民自身が応援券を換金できず、市民自身で応援券を活用していないため、利得(メリット)を感じることが出来ていません。

今後は市民が応援券を手にして利得(メリット)を感じることができるような付加価値の具体例を 提案し、市民が応援制度を活用したいと思えるような改善方法を検討することが重要です。

●応援券の裏面表記の変更について

応援券の裏面には応援券を受け取った日付を記入する欄があります。この受け取った日付を記入する欄は、応援券が何回流通するかを確認するために設けてありますが、市民間や登録団体間での応援券の流通は、ほとんど確認できないことから、この欄は活用できていません。

また、地域まちづくり協議会へ実施した意向調査により、応援券を配付する際、この欄に日付を記入することが、地域まちづくり協議会の事務負担となっていることもわかりました。

これらを踏まえ、応援券の裏面の表記については、新たな表記に変更をすることで、制度の周知方法の見直し(2次元コードや各種メディアの活用)や地域まちづくり協議会や事務局の事務負担(ペーパーレス化など)の軽減を図っていく必要があります。

- ●要綱改正により、使用されない応援券を再活用するための制度の運用について 改正を行った制度の運用について、地域まちづくり協議会と連携を取りながら、使用されない応援 券の再活用を図り、使用率の向上につながるよう、引き続き検証していく必要があります。
- ●各地域まちづくり協議会への応援券の交付枚数について

各地域まちづくり協議会の応援券の使用に関しては、各地域まちづくり協議会の実情、応援制度に 対する考え方などを分析し、地域まちづくり協議会への真に必要な交付枚数について検証する必要が あります。

8. 今後に向けての提言

市民活動応援制度は、地域まちづくり協議会の協力のもと、制度実施から10年目を迎えました。 亀山市独自の制度であることもあり、さまざまな課題等に対し、審査検証委員会を開催して議論を重ね、改善策等を検討してきました。

この制度の目的である登録団体への支援については、コロナ禍を経験したとはいえ、活動発表の場の提供や応援交付金による財政支援により、一定の成果が出ていることがわかりました。

地域まちづくり協議会や自治会(自治会独自に応援券を集めたり、地域まちづくり協議会の後援事業として実施)においても、応援券を活用した事業が多く実施されました。

また、地域まちづくり協議会が配付した応援券を寄附して、市民が登録団体を応援するという流れも一層進んでいます。

一方、課題となっている、市民が手にした応援券の利得(メリット)が感じられる運用や制度改正の検証も引き続き行っていく必要があるとともに、本制度全体のデジタル化を図り、DX化を進めていくことも視野に含めながら検討していく必要があります。

このようなことから、10年間で地域に定着した本制度をさらに市民に浸透させるためにも、審査 検証委員会において、審査検証を行い、制度に磨きをかけることが望ましいと考えます。